令和８年度　生徒募集要項（別編）

第４　不登校の生徒などを対象とした特別な選抜
第５　私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等
第６　帰国生徒特別選抜による募集
第７　外国人特別選抜による募集

埼玉県立草加南高等学校
〒340－0033　埼玉県草加市柳島町６６番地
ＴＥＬ　０４８（９２７）７６７１(代表)

第４　不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

１　募集人員等

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って本校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

２　出願資格

令和８年３月３１日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

３　出願・書類の提出

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」（様式６）を、在学中学校長を経て、本校校長に提出すること。また、出願に当たり、電子出願システムの案内に従い選択又は入力をすること。

４　第２志望の扱い

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に志願した者が第２志望を申告したときは、第２志望の学科においてはこの選抜の対象としない。

５　志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出する。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

６　面接

⑴　令和８年２月２６日（木）の学力検査終了後に実施する。

⑵　個人面接とする。

７　その他

ここで定めた内容以外の事項については、第２（一般募集）による。

第５　私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等

１ 私立中学校から出願する場合

⑴　県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者

ア　出願資格

本校募集要項第１の２による。

イ　出願手続

(ｱ)　本校募集要項第２の２による。ただし、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」（県ホームページ）にて定める。

(ｲ)　住民票の写し（出願日より３ヵ月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。）を提出する。

⑵　県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者

下記「**３　２以外の県外中学校等から出願する場合**」による。

⑶　令和８年３月末までに県内に転居する予定の者で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者

下記「**３　２以外の県外中学校等から出願する場合**」による。

２　隣接県の隣接学区から出願する場合（隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による出願）

⑴　出願資格

「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」及び「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第５条の規定

に基づく令和８年度細部協定書」により出願資格を有する者

⑵　出願手続

ア　本校募集要項第２の２による。ただし、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」（県ホームページ）にて定める。

イ　埼玉県以外の公立高等学校に出願しないことの「証明書」（様式１２）を提出する。

ウ　提出する書類は、すべて本県所定のものとする。

エ　本県公立高等学校への志願者の取扱いについては、各県との「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第５条の規定に基づく令和８年度細部協定書」による。

⑶　隣接学区に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者が出願する場合は、「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

３　２以外の県外中学校等から出願する場合

⑴　出願資格

出願について本校校長の承認を得た者

⑵　出願承認の手続

ア　出願承認の申請

(ｱ)　「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、本校校長に提出して、承認を受ける。

(ｲ)　出願承認の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和８年１月１３日（火）から２月９日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）。 受付時間は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時３０分まで。 なお、可能な限り、令和８年２月６日（金）までに出願承認の申請を行う。

イ　出願する際の注意事項

(ｱ)　本校募集要項第２の２による。ただし、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」（県ホームページ）にて定める。

(ｲ)　提出する書類は、すべて本県所定のものとする。

(ｳ)　「調査書」等とともに、本校校長より交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を提出する。

(ｴ)　「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

４　海外の日本人学校等から出願する場合

⑴　出願資格

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課において出願資格の認定を受けた者

⑵　出願資格認定の手続

ア　出願資格認定の申請

(ｱ)　「令和８年度埼玉県公立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」に、別に定める認定のための必要書類を添付し、埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長に提出して認定を受ける。

(ｲ)　出願資格認定の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和７年１２月１日（月）から令和８年２月９日（月）正午まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和７年１２月２９日（月）から令和８年１月２日（金）までの間を除く）。 受付時間は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時３０分まで。 なお、可能な限り、令和８年２月６日（金）までに出願資格の認定を受ける。

イ　出願する際の注意事項

(ｱ)　本校募集要項第２の２による。ただし、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」（県ホームページ）にて定める。

(ｲ)　「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。

(ｳ)　「調査書」等とともに、交付された「出願資格認定申請書」を提出する。

(ｵ)　「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

第６　帰国生徒特別選抜による募集

１　実施時期及び募集人員

一般募集に併せて実施する。なお、募集人員については、別に定める。

２　出願資格

本校募集要項第１の２に定める出願資格を有する者で、かつ、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する者とする。

⑴　日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則２年以上４年未満の者で、帰国後２年以内の者

⑵　日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則４年以上の者で、帰国後３年以内の者

ただし、「帰国後２年以内」及び「帰国後３年以内」とは、原則として、帰国した日から令和８年２月１日現在で、それぞれ２年及び３年が経過していない場合をいう。

３　出願及び書類の提出

本校募集要項第２の２に準ずる。ただし、次のことに留意する。

⑴　電子出願システムの案内に従い、「帰国生徒特別選抜による募集」を選択する。

⑵　第２の２⑵ウについては、出身中学校長による応募資格証明を受け、「帰国生徒特別選抜適用申請書」（様式１３）を、本校校長に持参により提出し、「帰国生徒特別選抜証明書」（様式１４）の交付を受ける。

⑶　第４の３の「自己申告書」（様式６）は、提出することができない。

⑷　第２志望を希望する場合は、電子出願システムの案内に従い、選択又は入力をすること。

⑸　全ての出願書類が提出された志願者を、帰国生徒特別選抜の対象とする。

４　志願先変更

本校募集要項第２の５に準ずる。ただし、次のことに留意する。

第２の５⑴については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、１回に限り、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」を持参により提出する。

５　学力検査

第２の８により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の２教科の学力検査は受検しない。学力検査の日程は、次のとおりとする。

<table>
<tr><td>時間</td><td>8:45～9:20</td><td>9:25～10:15
（50分）</td><td rowspan="2">休憩</td><td>10:35～11:25
（50分）</td><td rowspan="2">休憩</td><td>11:45～14:20</td><td rowspan="2">休憩</td><td>14:40～15:30
（50分）</td></tr>
<tr><td>教科等</td><td>一般諸注意</td><td>国語</td><td>数学</td><td>本校校長の
指示に従う。</td><td>英語</td></tr>
</table>

６　面接

⑴　令和８年２月２６日（木）の 11:45～14:20(12:35～13:30 を除く)の間で実施する。時間については当日指示をする。

⑵　個人面接とする。

７　その他

⑴　県内の中学校を卒業する見込みの者（卒業した者を含む）で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。

⑵　私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、あらかじめ第５に定めるところにより、出願の承認又は出願資格の認定等を受けなければならない。

⑶　ここで定めた内容以外の事項については、本校募集要項第２に準じる。

第７　外国人特別選抜による募集

１　実施時期及び募集人員

一般募集に併せて実施する。なお、募集人員については、別に定める。

２　出願資格

本校募集要項第１の２に定める出願資格を有する者で、かつ、次の⑴及び⑵の条件を満たす者とする。

⑴　本人及び保護者が県内に居住している、又は令和８年３月３１日までに居住予定がある外国籍を有する者

⑵　原則として、在日期間が令和８年２月１日現在で通算して３年以内の者

３　出願及び書類の提出

⑴　本校募集要項第２の２に準ずる。ただし、本県所定の調査書が提出できない場合は、外国における最終学校の成績証明書等で代えることができる。

また、次のことに留意する。

ア　電子出願システムの案内に従い、「外国人特別選抜による募集」を選択する。

イ　第４の３ の「自己申告書」（様式６）は、提出することができない。
ウ　第２志望を希望する場合は、電子出願システムの案内に従って選択又は入力をすること。
⑵　出願時に旅券等の確認が必要であるため、以下の書類を、本校校長に持参により提出する。
ア　外国人特別選抜適用申請書（様式１５）
　学校教育法施行規則第９５条第１号又は第４号に該当する者が出願する場合は、埼玉県教育委員会が出願資格を認定した書類で代えることができる。
イ　出願時に有効な旅券及び出入国記録が確認できる書類（過去の旅券等）
ウ　在留カード
　イ及びウについて、学校教育法施行規則第９５条第１号又は第４号に該当する者が出願する場合は、イは外国籍を証明する書類等で、ウは本人及び保護者が県内に居住していることを証明する書類等で代えることができる。
エ　その他、本校校長が必要とする書類
⑶　全ての出願書類が提出された志願者を、外国人特別選抜の対象とする。

４　志願先変更

本校募集要項第２の５に準じる。ただし、次のことに留意する。

第２の５の⑴については、外国人特別選抜に出願した者は、１回に限り、他の外国人特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の外国人特別選抜を行う高等学校の「外国人特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から「外国人特別選抜適用申請書」等の返却を受け、新たな志願先高等学校へ持参により提出する。

５　学力検査

本校募集要項第２の８により行う。問題は、他の志願者と同一とする。ただし、志願者は国語、社会及び理科の３教科の学力検査は受検しない。学力検査の日程は、次のとおりとする。

<table>
<tr><td>時間</td><td>8:45～9:20</td><td>9:25～10:15</td><td rowspan="2">休憩</td><td>10:35～11:25
（50分）</td><td rowspan="2">休憩</td><td>11:45～14:20</td><td rowspan="2">休憩</td><td>14:40～15:30
（50分）</td></tr>
<tr><td>教科等</td><td>一般諸注意</td><td>本校校長の
指示に従う。</td><td>数学</td><td>本校校長の
指示に従う。</td><td>英語</td></tr>
</table>

６　面接

⑴　令和８年２月２６日（木）の 9:25～10:15、11:45～14:20(12:35～13:30 を除く)の間で実施する。時間については当日指示をする。
⑵　個人面接とする。

７　その他

⑴　県内の中学校を卒業する見込みの者（卒業した者を含む。）で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。
⑵　私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、あらかじめ第５の定めるところにより、出願の承認又は出願資格の認定等を受けなければならない。
⑶　ここで定めた内容以外の事項については、本校募集要項第２に準ずる。